

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を出した）従業員等が、異動・退職・転勤した場合には提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみ場合は、提出不要です。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。
- 3 給与所得者が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

# 市民税・県民税 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長 令和 年 月 日 提出		所在地名 岩出市	特別徴収指定番号 宛番号	年度	特別徴収指定番号 宛番号	年度	
給与支払者 (特別徴収義務者)		個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)	課税関係 氏名 電話番号 内線	担当 氏名 電話番号 内線	担当者 氏名 電話番号 内線	担当者 氏名 電話番号 内線	
フリガナ	新	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	姓	例) 11月10日納期限分の場合→10月分	月分から	月分から	令和 年 月 日	1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他	番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)
生年月日	元号	円	円	円			
個人番号	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成						
住所	1月1日現在						
異動後							

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

所在地名 フリガナ 称	特別徴収指定番号	担当 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ) と同額を右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
---	---------------------	-------------------------------------

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	旧特別徴収処理欄 年度 月分以降の月割額は 1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他	入力者 点検
---	---	-----------

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。